

改正

平成25年3月25日告示第33号

平成26年3月25日告示第62号

平成30年4月1日告示第109号

糸魚川市電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、糸魚川市が新潟県及び県内自治体と共同で運用する電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う建設工事及び建設コンサルタント等業務（糸魚川市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成17年糸魚川市告示第11号）第1条に規定する業務をいう。以下「電子入札対象案件」という。）の入札手続に関し、円滑かつ的確に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(電子入札対象案件における入札手続等の原則)

第2条 市長は、電子入札対象案件における入札手続は電子入札システムを利用して行うものとし、原則として書面の提出による入札手続（以下「紙入札」という。）は、認めない。

2 市長は、電子入札対象案件の入札情報、入札結果及び契約結果については、電子入札に関する各種情報を集約してインターネット上に公表するシステム（以下「入札情報サービス」という。）に公開する。ただし、入札公告、入札結果及び契約結果については、当分の間、従来どおりの紙による公表も継続する。

(従来 of 要綱等との関係)

第3条 市長は、この基準に定めのない事項がある場合には、原則として紙入札における従来 of 要綱、要領、通知等（以下「従来 of 要綱等」という。）により入札手続を行う。

2 市長は、この基準に定める事項が従来 of 要綱等と抵触する場合には、この基準により入札手続を行う。

3 市長は、電子入札システムの入力様式が従来 of 要綱等に定める様式と異なる場合には、電子入札システムの入力様式により入札手続を行う。

(紙入札を認める場合)

第4条 第2条の規定にかかわらず、入札参加者は、次に掲げる場合には、紙入札方式参加承諾願（様式第1号）を市長に持参又は郵送（以下「持参等」という。）により提出し、その承諾を得

て、入札手続の当初又は途中から、紙入札を行うことができる。

- (1) 電子入札を行うための I C カードが失効、破損、閉塞等で使用できなくなった場合で、I C カードの再発行の申請予定又は申請中のとき
- (2) 電子入札を行うための I C カードの名義人が退社、異動等したため、当該 I C カードを使用することが不適当となった場合で、I C カードの再発行の申請予定又は申請中のとき
- (3) 入札参加者のシステム障害により締切りに間に合わない場合
- (4) その他市長が紙入札を行うことがやむを得ないと認めた場合

2 入札参加者は、電子入札システムを利用して参加資格確認申請書又は入札参加意向書（以下「参加資格確認申請書等」という。）を提出した後に前項の規定により紙入札を行うこととなった場合には、電子入札システムを利用して以後の手続を行ってはならない。

3 市長は、前項の規定により紙入札を行うこととなった場合には、既に電子入札システムを利用して提出済みの文書については有効なものとして取り扱う。

（共同企業体の取扱い）

第 5 条 入札参加者は、共同企業体により入札に参加する場合には、代表構成員の I C カードを用いるものとし、共同企業体各構成員の代表者から当該 I C カードの名義人に対する委任状（様式第 2 号）を市長へ提出しなければならない。

2 共同企業体は、委任した I C カードの名義人に変更があった場合には、速やかに新たな委任状を市長へ提出しなければならない。

（参加資格確認申請書等に添付するファイル）

第 6 条 入札参加者は、入札公告又は指名通知書（以下「入札公告等」という。）に基づき、参加資格確認申請書等に添付書類が必要な場合には、次に掲げるソフトウェア及びファイルの保存形式により作成した書類を添付しなければならない。

- (1) M i c r o s o f t W o r d W o r d 2010形式以下
- (2) M i c r o s o f t E x c e l E x c e l 2010形式以下
- (3) P D F ファイル 指定なし。
- (4) テキストファイル 指定なし。
- (5) 画像ファイル b m p、j p e g 又は g i f 形式

2 入札参加者は、入札公告等に基づき、参加資格確認申請書等に添付書類がない場合には、前項の保存形式により作成した添付書類省略届（様式第 3 号）を添付しなければならない。

（工事費内訳書等の添付）

第7条 入札参加者は、入札公告等に基づき、入札書に工事費内訳書又は業務委託費内訳書を添付する場合には、次に掲げるソフトウェア及びファイルの保存形式により作成した工事費内訳書又は業務委託費内訳書を添付しなければならない。

- (1) Microsoft Word Word2010形式以下
- (2) Microsoft Excel Excel2010形式以下
- (3) PDFファイル 指定なし。
- (4) 画像ファイル bmp、jpeg又はgif形式

2 入札参加者は、市長が入札情報サービスにより提供した単価部分を空欄にした設計書に数値等を入力したものを、工事費内訳書又は業務委託費内訳書として提出することができる。

3 前項の規定は、入札参加者において積算を行うためのソフトウェア等により工事費内訳書又は業務委託費内訳書を作成し、入札書に添付することを妨げない。

4 入札参加者は、前3項の規定により作成した工事費内訳書又は業務委託費内訳書に、次に掲げる項目を記載しなければならない。

- (1) 工事番号及び工事名又は業務委託番号及び業務委託名
- (2) 入札参加者の商号又は名称、代表者の職名及び氏名
- (3) 工事費内訳書又は業務委託費内訳書の内容について説明できる者の所属、氏名及び電話番号
(圧縮形式)

第8条 入札参加者は、前条の規定により作成したファイルを圧縮する場合には、LZH又はZIP形式によるものとする。

2 入札参加者は、前項の形式による圧縮ファイルを提出する場合には、自己解凍形式による提出はできないものとする。

(添付資料の持参等)

第9条 入札参加者は、前2条の規定により作成したファイルの容量が合計1メガバイトを超える場合には、書面により工事費内訳書又は業務委託費内訳書を作成し、入札公告等に定めるところにより電子入札システム上の入札締切日時と同一の日時までには到達するよう持参等するものとする。

2 入札参加者は、前項の規定により工事費内訳書又は業務委託費内訳書を持参等する場合には、一式を持参等するものとし、複数の方法による提出は、できないものとする。

3 入札参加者は、持参等に使用する封筒の表に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 入札参加者の商号又は名称
- (2) 工事又は業務委託名（工事又は業務委託番号がある場合は、その番号を含む。）
- (3) 工事費内訳書在中又は業務委託費内訳書在中

4 入札参加者は、前項第3号を記載する場合には、朱書きしなければならない。

5 入札参加者は、第1項の規定により工事費内訳書又は業務委託費内訳書を持参する場合には、電子入札システム上で、工事費内訳書又は業務委託費内訳書の代わりに添付書類省略届を添付しなければならない。

（ウイルス感染の確認）

第10条 入札参加者は、この基準により作成したファイルを提出する場合には、事前に当該ファイルがコンピューターウイルスに感染していないか確認するものとし、ウイルスに感染したファイルを添付してはならないものとする。

（入札）

第11条 入札参加者は、電子入札システムの入札書受付締切日時までに電子入札システムのサーバーに到達するように入札書の提出を行わなければならない。この場合において、入札書受付締切日時までに入札書が到達しない場合には、入札を辞退したものとみなす。

（紙入札の場合の取扱い）

第12条 入札参加者は、第4条の規定により書面により入札書を提出する場合には、電子入札システムの入札書受付締切日時までに入札書が市長に到達するよう持参等するものとする。

2 入札参加者は、入札書を封書にし、封書の表に次に掲げる項目を記載しなければならない。

- (1) 入札参加者の商号又は名称
- (2) 工事又は業務委託名（工事又は業務委託番号がある場合はその番号を含む。）
- (3) 入札書在中

3 入札参加者は、前項第3号を記載する場合には、朱書きしなければならない。

4 入札参加者は、郵便により入札書を提出する場合には、再入札へ参加することができないものとする。

5 市長は、提出された入札書を開札日時まで厳重に保管するものとし、開札時に電子入札システムへ入札額等の入力を行うものとする。

（開札が遅延した場合の連絡）

第13条 市長は、開札予定時間から実際の開札が著しく遅延する場合には、入札参加者に対して電子入札システム等により開札状況等の情報を提供する。

(くじ引き)

第14条 市長は、電子入札対象案件において、落札となるべき同価格の者が2名以上あった場合には、電子入札システムにより入札書を提出する際に入札参加者が選択した3桁の番号（以下「くじ番号」という。）、入札書が電子入札システムに到達した時間及び入札書を提出した順番を基に電子入札システムにより落札者を決定する。

2 前項の場合において、書面により入札書を提出した入札参加者のくじ番号は、入札事務に関係のない職員が電子入札システムにより選択したランダムに生成される番号とする。

(入札参加者側の障害により受付締切日時等を変更する場合)

第15条 市長は、入札参加者から天災等の障害により電子入札を行うことができない旨の申告があった場合には、必要に応じて障害の内容、復旧の可否等について調査確認を行う。

2 市長は、前項の調査の結果、障害からの復旧を待っていたのでは受付締切日時等に入札等を行うことができないと判断され、かつ、次に掲げる障害によって原則として複数の入札参加者が入札に参加できない場合には、受付締切日時等を変更することができる。

- (1) 地震、大雨等の天災
- (2) 広域的又は地域的な停電
- (3) インターネットサービスプロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害
- (4) その他課長が受付締切日時等を変更することが適当であると認める場合

3 市長は、変更後の受付締切日時等を直ちに決定することができない場合には、便宜上、仮の日時を指定し入札参加者に通知する。ただし、電子入札システムを利用できる環境にない入札参加者に対しては電話又はファックスの方法により連絡する。

(市側の障害により受付締切日時等を変更する場合)

第16条 市長は、市の機器等に障害が発生した場合には、障害復旧の見込みがあるときは受付締切日時等を変更し、障害復旧の見込みがないときは電子入札システムを利用せずに入札手続を行うものとする。ただし、復旧の見込みがあるが、受付締切日時等を直ちに變更できないときは、電話又はファックスの方法により入札参加者に連絡する。

(設計図書に関する質問及び回答)

第17条 電子入札対象案件の設計図書等に対する入札参加者からの質問及び回答は、原則として次に掲げる基準による。

- (1) 質問受付期限は、参加資格確認申請書等の受付締切日の午後5時までとする。
- (2) 回答は、参加資格確認申請書等の受付締切日の3日後の午後5時までに入札情報サービス

にて公開する。ただし、その間に休日等を含む場合には、休日等を除いた3日後とする。

(契約手続)

第18条 落札者は、落札者決定通知書を確認した後、原則として財政課において契約書等を受領するものとする。

(その他)

第19条 この基準に定めるもののほか、電子入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (平成25年3月25日告示第33号)

平成25年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (平成26年3月25日告示第62号)

平成26年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (平成30年4月1日告示第109号)

告示の日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

紙入札方式参加承諾願

1 案件名

2 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

年 月 日

住所
氏名

印

糸魚川市長 様

上記について承諾します。

年 月 日

様

糸魚川市長

様式第2号（第5条関係）

(経常共同企業体用)

委 任 状

当企業体は、
委任します。

を代理人と定め、下記の権限を

記

1 対象工事 糸魚川市が発注する工事のうち、電子入札対象案件に係る入札及び見積りに関する一切の件

2 委任期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

共同企業体の名称

代表構成員	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
-------	------------------------	---

構成員	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
-----	------------------------	---

構成員	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
-----	------------------------	---

(特定共同企業体用)

委 任 状

当企業体は、
札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

を代理人と定め、下記工事の入

記

1 工事番号

2 工事名

年 月 日

共同企業体の名称

代表構成員	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
構成員	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
構成員	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印

様式第3号 (第6条、第9条関係)

添付書類省略届

1 案件名

2 添付書類を省略する理由

- 添付書類が不要な案件であるため
- 電子入札システム上の入札書受付締切日時までに到達するよう、持参等するため

年 月 日

住所
氏名

糸魚川市長 様